

第 1 次鶴岡市林業振興計画



森林整備された森林



再造林された森林

令和 6 年 4 月

鶴岡市林業振興協議会

目 次

I はじめに	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画期間	
4 推進体制と進行管理	
II 基本構想	3
III 分野別の振興施策	5
1 担い手の育成・確保	6
(1) 森林・林業の魅力を発信し、興味を持ってもらう	
(2) 林業に興味がある者を就業へつなげる	
(3) 就業者の技術力の向上・定着へつなげる	
2 木材生産の拡大	9
(1) 森林整備の拡大	
(2) 森林経営管理制度	
(3) 森林整備の効率化	
3 森林資源の利用拡大	15
(1) 鶴岡産木材の利用拡大	
(2) 木質バイオマスの利用拡大	
(3) 多様な森林資源の利用拡大	
4 森林の保全	19
(1) 森林病虫害被害防止	
(2) 効率的・計画的な森林管理	
(3) 林道施設等の災害予防保全と維持管理	
(4) 森林吸収源対策	
IV 参考資料	
1 第1次鶴岡市林業振興計画の全体像	24
2 現状のデータ集	25
3 鶴岡市林業振興協議会ほか委員名簿	43
4 意見収集等会議経過表	44

I はじめに

1 計画策定の趣旨

鶴岡市の林野面積は、市面積 131,151ha の 73%にあたる 95,939ha となっています。その内訳は約 5 割が国有林、4 割が私有林、1 割が公有林などであり、形態については、スギを主体とした人工林面積が 20,613ha で、木材の蓄積は 8,292 千 m^3 に達しています。森林は木材を生産する機能だけではなく、豊富な水資源の貯水や山地災害の防止など、多面的にわたり本市の基幹産業である農林水産業を支えています。

これまで守り育ててきた自然や森林文化を支えている森林・林業を維持・発展させ、木材生産の拡大と森林保全の両立を図り、加えて脱炭素社会の実現に貢献するため、鶴岡市の林業振興の加速化に向けた「第 1 次鶴岡市林業振興計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

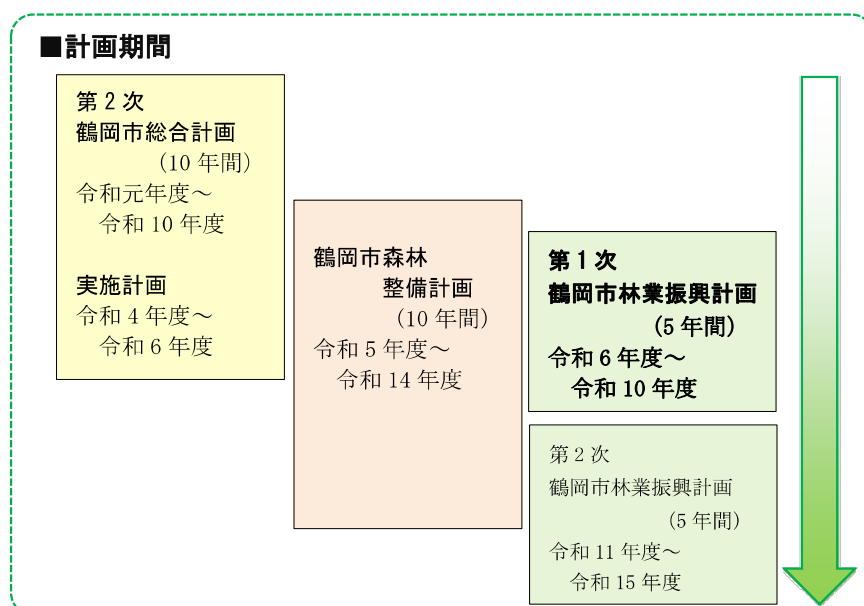
「第 1 次鶴岡市林業振興計画」は、2019（令和元）年度から 2028（令和 10）年度までの 10 年間の本市のまちづくりの指針となる「第 2 次鶴岡市総合計画 後期計画」に基づき、あわせて鶴岡市森林整備計画^{※1}と整合を図り、林業振興の加速化に向けた今後 5 年間の取組内容を示すアクションプランとして策定したものです。

※1 鶴岡市森林整備計画：

- ・市町村が地域森林計画（県が策定）の対象となっている民有林において 5 年ごとに 10 年を 1 期とする計画（森林法第 10 条の 5）
- ・伐採・造林・保育等の森林整備に関する基本的事項や立木の伐採、造林、間伐等の標準的な方法などを定めている
- ・県が策定する地域森林計画に適合する必要がある（森林法第 10 条の 6）

3 計画期間

本計画は、「第 2 次鶴岡市総合計画後期計画」を踏まえ、2024（令和 6）年度から 2028（令和 10）年度までの 5 年間を計画期間とします。



4 推進体制と進行管理

本計画は、鶴岡市林業振興協議会で策定し、林業団体、関係機関、行政が一体となって推進するものです。

毎年度、計画の進捗状況を同協議会に報告して評価・検証し、必要に応じて見直しを行います。

事業計画や取組状況等について、市のホームページで公表します。

■推進体制と進行管理

**鶴岡市林業振興協議会
(林業振興諮問機関)**

- ・計画の策定
- ・計画の実施評価・検証
- ・計画の見直し

計画の実施状況を報告

会長	鶴岡市長
副会長	会長が指名するもの
委員	・学識経験者 ・森林組合その他農林業関係機関 及び関係団体の代表者 ・林業従事者の代表者 ・木材流通加工業者の代表者 ・林業研究グループ代表者 ・林業改良指導員
事務局	市農山漁村振興課

Ⅱ 基本構想

■総合計画基本構想

「人が集い新しいことにチャレンジできる、魅力ある農山漁村を形成し、豊かな食文化を支える農林水産業の生産拡大と所得向上を実現します」

■林業分野の目的

「効率的な木材生産と健全で豊かな森林づくり」

効率的な木材生産や森林資源の活用、森林の持つ様々な機能の保全を柱とし、「伐って・使って・植えて・育てる」という森林資源の循環を実現することにより、健全で豊かな森林づくりを進めます。

1 担い手の育成・確保

木材生産の拡大と森林保全の両立を図るため、森林施業を担う林業事業体の体制強化へ向けて担い手の育成・確保に取り組みます。

また、「森を学び、森に親しみ、森を活かし、森を守る」という森林文化の理解と関心を高めるため、豊かな森林資源を活用した森林環境教育や市民・企業との協働による森づくり活動に取り組みます。

なお、計画期間中には、次世代林業へ向けた、新3K「格好いい、稼げる、希望が持てる」への転換を図る、新たな担い手の育成・確保の取り組みを進めていきます。

2 木材生産の拡大

市森林整備計画に基づき、林業事業体の森林経営計画による適切な森林整備を推進するとともに、管理が適切に行われていない森林については森林経営管理法により森林経営管理制度を着実に実施し、森林資源の適切な管理を促進します。

さらに、森林所有者の高齢化等により境界不明となった森林や適切な管理が行われていない森林の拡大を防ぎ、森林整備の効率的な経営と適切な管理を行うため、森林境界の明確化を推進します。

また、標準伐期齢に達した民有林の効率的・計画的かつ安全な木材生産を行うため、林業事業体を実施する主伐・再造林等の施業を支援し、路網の整備や林業機械の導入を推進します。

なお、計画期間中には、木材生産を効率的・計画的に行うためにリモートセンシング調査により把握された詳細な森林資源の情報の活用を図る、新たな木材生産の拡大の取り組みを進めていきます。

3 森林資源の利用拡大

「伐って・使って・植えて・育てる」という森林資源の地域内循環を実現するため、鶴岡産木材による公共施設整備や一般住宅へ積極的な利用を推進するほか、木質バイオマスエネルギー分野での利用拡大や特用林産物の生産振興など、森林資源の活用を図ります。

なお、計画期間中には、民有林の約半分を占める広葉樹の利活用を図る、新たな森林資源の利用拡大の取り組みを進めていきます。

4 森林の保全

海岸林の防風、飛砂防備機能等の森林の多面的な機能を保全するため、海岸林の病虫害防除等、森林の適切な管理を実施するとともに、「鶴岡市ゼロカーボンシティ宣言」に基づき脱炭素社会の実施に貢献するため健全な森林づくりを推進します。

なお、計画期間中には、適切な整備・管理による環境付加価値の創出を図る、新たな森林の保全の取り組みを進めていきます。

全ての施策の最終成果指標【鶴岡市総合計画成果指標】

項目（測り方）	現状値	実績値	成果指標(KPI)
木材生産量(民有林)	29,934 m ³ (2017(平成 29)年度)	35,989 m ³ (2022(令和 4)年度)	50,000 m ³ (2028(令和 10)年度) ※当初目標値 60,000 m ³

[設定理由]

担い手への森林の集積や施業の集約化、林内路網の整備などの木材生産の効率化とあわせて、森林資源の地域内循環の促進による需要の拡大により、民有林における木材生産量の向上につながる。

[目標の変更理由]

近年の松くい虫被害木の大量発生による伐倒処理への対応や主伐後の再造林、下刈り、除伐など木材生産以外で人材が必要となっている状況を鑑み下方修正する。

Ⅲ 分野別の振興施策

基本構想を現状の課題に合わせて再整理した分野別に「現状・課題」「施策の方向」「数値目標」「具体的な取組み」を記載します。計画期間は5年間ですが、「具体的な取組み」は必要に応じて見直しを行います。

効率的な木材生産と健全で豊かな森林づくり		ページ
1	担い手の育成・確保	6
2	木材生産の拡大	9
3	森林資源の利用拡大	15
4	森林の保全	19

[分野別の振興施策 記載例]

(1) ○○○○

[現状・課題]

・ ○○○○○○○○

[施策の方向性]

・ ○○○○○○○○

[数値目標]

・ ○○○○○○ ... ○○○○○○

	2023 現状 (令和 5 年)	2024 (令和 6 年)	2025 (令和 7 年)	2026 (令和 8 年)	2027 (令和 9 年)	2028 (令和 10 年)
○○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○

※○○○を数値目標とした

[具体的な取組み]

項目・内容		実施年次				
		6	7	8	9	10
(1) ○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○○○○○○	—	○	○	未	未
	◎ ○○○○○○○○○○	○	○	○	○	○
	○ ○○○○○○○○○○	○	○	○	○	○
(2) □□□□□□	○ □□□□□□□□	○	○	○	○	○

◎最重点項目
○重点項目

取組状況を記載
・実施する 「○」
・実施しない 「—」
・未定。事業評価により
事業実施の可否を判断 「未」

1 担い手の育成・確保

〔現状・課題〕

○林業就業者

- ・林業就業者は、国勢調査^{※2}から10年間で29%減少していますが、林業事業体^{※3}では、新規就業者を一定数確保しながらも、若手職員の離職者が一定数いる状況です。（グラフ-1 市内林業就業者の推移、表-1 新規就業者と離職者の推移、R5 林業事業体調整会議での意見）
- ・山形大学農学部で森林科学を専攻した卒業生は、研究職又はコンサルティング職への就職が多く、農林大学校の卒業生は、地元に戻っての就職が多い状況です。（R5 山形大学農学部意見交換、R4 山形県農林大学校意見交換での意見）

○林業就業者・高校生からの意見

- ・農水産業は想像できるが、林業は想像できないなど、林業が知られていない状況です。（R5 高校出前講座での意見）
- ・林業事業体が求人情報を自ら発信しても応募が少ないことから、就職の選択に選ばれるように子どもの頃から林業を身近に感じてもらうための森林環境教育が重要です。（R5 林業事業体調整会議での意見）
- ・新規就業者を対象とする緑の雇用^{※4}の研修で学ぶ基礎に加え、さらなる技術力向上を希望しています。また、現場作業で使用するチェーンソー等の作業用具が高価であるため、購入費用の補助がほしいという要望があります。（R5 林業事業体若手職員意見交換会での意見）

○森林環境教育

- ・保育園等では「森とのふれあい」事業として、森林公園で自然体験活動をしています。
- ・緑の少年団^{※5}の活動として、森林保全や奉仕活動をしています。
- ・小学校の校外学習での自然体験や森林保全活動しています。
- ・地域住民や関係者と連携し、「魚の森づくり活動」、「どんぐりの森救出大作戦」、「やまがた絆の森^{※6}」活動など、植栽や下刈り等の森林保全活動をしています。一般の参加者が多い一方で、中高生の参加は少数にとどまっています。

※2 国勢調査：調査週間中（10/1の前の一週間）に林業の仕事をしていた人数

※3 林業事業体：森林所有者からの委託や立木の購入等をもとに造林や伐採を行う森林組合や素材生産業者等の事業者。本計画では、市内に事務所を有する「林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）」に基づき山形県知事の認定を受けた林業事業体について記載する。

※4 緑の雇用：県知事の認定を受けた林業事業体に対し、新規就業者を対象とした研修等について支援する林野庁の事業。新規就業者の就業支援対策、育成対策、現場技能者キャリアアップ対策で構成される。

※5 緑の少年団：次世代を担う子どもたちが、緑に親しみ・愛し・育てる活動を通じて、故郷と人を愛する心豊かな人間となることを目的に活動している団体。本市では入団を希望した小学生が団員となっている。

※6 絆の森：「やまがた絆の森プロジェクト」により推進されている豊かな森林の保全・活用を通して企業と地域のきずなを深める取組み。本市には「J Tの森鶴岡」や「ぐるっと花笠の森鶴岡」等4カ所ある。

【施策の方向性】

- ・若い世代に森林・林業を知ってもらい理解と関心を高めるため、森林・林業の魅力を発信し伝えます。
- ・園児や小学生はもとより、中高校生・一般の方を対象とした森林環境教育事業や木に親しむ木育事業を充実させ、森林文化に対する理解と関心を高めることで、林業の担い手育成・確保や鶴岡産木材の活用につなげます。
- ・「やまがた絆の森」等の企業の森づくりの保全活動を通して、より多くの団体と連携し協働する森林保全活動を推進します。
- ・林業の魅力を伝える取り組みから興味がある者対象に就業につなげる林業を知る見学会・説明会を開催します。
- ・新規就業者から中堅・熟練就業者も対象とした技術力向上や定着につながる就業者のニーズにあった各種研修会や新たな森林資源量把握し各種計画策定活用へリモートセンシング調査^{※7}のデータの活用研修会を企画します。
- ・林業事業体が取り組む資格取得や用具購入等を支援し、担い手の技術力の向上や定着を推進します。
- ・次世代林業へ向けて、林業の魅力を高めるため、新3K「格好いい、稼げる、希望が持てる」へ転換するため、新たな働き方や施策を推進します。
- ・森林環境教育事業や木育事業をさらなる充実させ、森林空間についても健康増進や認知症予防などの場としての活用を推進します。

※7 リモートセンシング調査：

山形県と共同実施(山形県、鶴岡市、酒田市、遊佐町、真室川町、東北森林管理局)

令和4年度に航空レーザー計測、令和5年度には計測した成果の森林資源解析を実施

成果データ：航空写真、微地形表現図、傾斜区分図、傾斜方位区分図、既設路網データ、単木ポイントデータ、メッシュ森林資源情報データ、林相境界データ、林相区分図、立木密度分布図、平均樹高分布図、収量比数分布図、相対幹距比分布図、材積分布図

【数値目標】

・市内林業事業体4者における就業者数

目標-1 (単位:人)

	2023 現状 (令和5年)	2024 (令和6年)	2025 (令和7年)	2026 (令和8年)	2027 (令和9年)	2028 (令和10年)
就業者数	95	97	99	102	105	108

就業者数5年間目標13名増員

※各林業事業体のニーズ(各事業体の計画人数)の聞き取りから設定

【具体的な取り組み】

項目・内容	実施年次				
	6	7	8	9	10
(1) 森林・林業の魅力を発信し、興味を持ってもらう					
◎ 森林・林業の魅力を伝える ・ 中学校・高等学校等へ森林・林業を知る出前教室 ・ 中学校・高等学校での WAKU WAKU WORK へ参加 ・ 大産業まつり等イベントで紹介・P R 林業のデモンストレーションや森林の大切さなど 【林業事業体、県と連携】	○	○	○	○	○
◎ 森林文化への理解と関心を高める ・ 園児、緑の少年団から中高校生・一般の方までを対象とした森林環境教育や木育、絆の森活動 【保育園等、小中高校、地域住民、絆の森協定企業、林業事業体、県と連携】	○	○	○	○	○
○ 健康増進や認知症予防などの場としての森林空間の活用 ・ 関係機関と連携し、効果的な取り組み内容・事業化を検討し、後年度から着手	○	○	○	○	○
(2) 林業に興味がある者を就業へつなげる					
◎ 林業を知る見学会・説明会 ・ 中高生、大学生等、一般の方を対象に開催 木材生産現場等の見学・林業体験、林業事業体や山形県立農林大学校・東北農林専門職大学の紹介・P R 【林業事業体、県と連携】	○	○	○	○	○
(3) 就業者の技術力の向上・定着へつなげる					
◎ リモートセンシングデータの活用技術研修会 ・ 森林資源のビッグデータ活用の勉強会 【林業事業体、県と連携】	○	○	○	—	—
○ 林業就業者のニーズに合わせた技術研修会 ・ 現場条件別施業技術、用具メンテナンス、安全管理等の勉強会 【林業事業体、県と連携】	○	○	○	○	○
◎ 林業事業体が自ら取り組む担い手の育成・確保に関する事業に係る支援 ・ 研修会への参加、資格取得、用具購入等の経費の支援	○	○	○	○	○
○ ((2)(3)共通) 林業の新3K「格好いい、稼げる、希望が持てる」の転換への推進 ・ 自伐型林業、兼業林家等の多様な働き方、・デジタル管理システムや ICT（情報通信技術）、自動化機械を活用する「スマート林業」など ・ 関係機関と連携し、効果的な取り組み内容・事業化を検討し、後年度から着手	○	○	○	○	○

※具体的な取り組みについては、必要に応じて見直しを行う。

2 木材生産の拡大

[現状・課題]

(1) 森林整備の拡大

○民有林における森林整備

- ・民有林約 45,900 ha のうち、スギ主体の人工林は約 21,000ha であり、間伐等の手入れが必要な 4～10 齢級^{※8}（16～50 年生）の面積は約 4,200ha です。そのうち、平成 30 年までは年間 250～280ha の間伐が行われていますが、令和元年度から減少傾向にあり、木材生産量にも影響しています。（グラフ-2 民有林人工林の面積の状況、グラフ-3 民有林における主・間伐面積の推移）
- ・伐採（主伐）をする時期の目安となる標準伐期齢（11 齢級以上）の面積は約 16,000ha であり、近年の主伐面積は 30～40ha 前後で推移しています。そのため、木材生産量にも影響しています。（グラフ-3 民有林における主・間伐面積の推移）
- ・林業事業体が森林所有者より経営を委託された森林を集約化して整備を行う森林経営計画は、策定数・計画面積ともに減少傾向にあり、そのため、木材生産量にも影響しています。（グラフ-4 森林経営計画の計画面積と計画策定数の推移）

○木材生産量

- ・平成 30 年度から増加傾向にあった木材生産量が、令和 3 年度から減少しており、上記項目「民有林における森林整備」の整備促進のため、バランスの取れた取り組みが重要です。（グラフ-5 木材生産量の推移（民有林））

○再造林

- ・主伐後の造林計画面積は、全体的に植栽等の人工造林より天然更新による造林が多い傾向があり、次期サイクル確保へ経営に適している森林区域は再造林を実施する対策が必要です。（グラフ-6 民有林における造林計画面積の推移）

○市有林

- ・林業事業体による私有林整備を優先しているため、鶴岡市市有林整備計画（計画期間：平成 27 年度～令和 6 年度）に基づく整備率が 20.7%と遅延しており、整備計画の見直しが必要です。市有林全面積約 3,971ha、うち人工林約 686ha （表-2 鶴岡市市有林整備計画と実施面積状況）

※8 齢級：5 年間をひとくりにし、林齢 1～5 年生までを 1 齢級、6～10 年生を 2 齢級、以下 3 齢級、4 齢級…と称している。林齢とは樹木の年齢のことで、人工林では苗木を植えた年を 1 年生とし、以下 2 年生、3 年生…数える。

(2) 森林経営管理制度

平成 31 年 4 月「森林経営管理法」施行され、「森林経営管理制度^{※9}」が創設

民有林人工林 約 21,000ha、うち意向調査対象森林 約 11,000ha

○森林経営管理制度

- ・森林経営管理制度に基づく意向調査は、森林経営管理制度を効率的・計画的に実施するため、令和 2 年度に森林簿による暫定ゾーニング^{※10}を実施し、意向調査対象森林を経営に適した森林

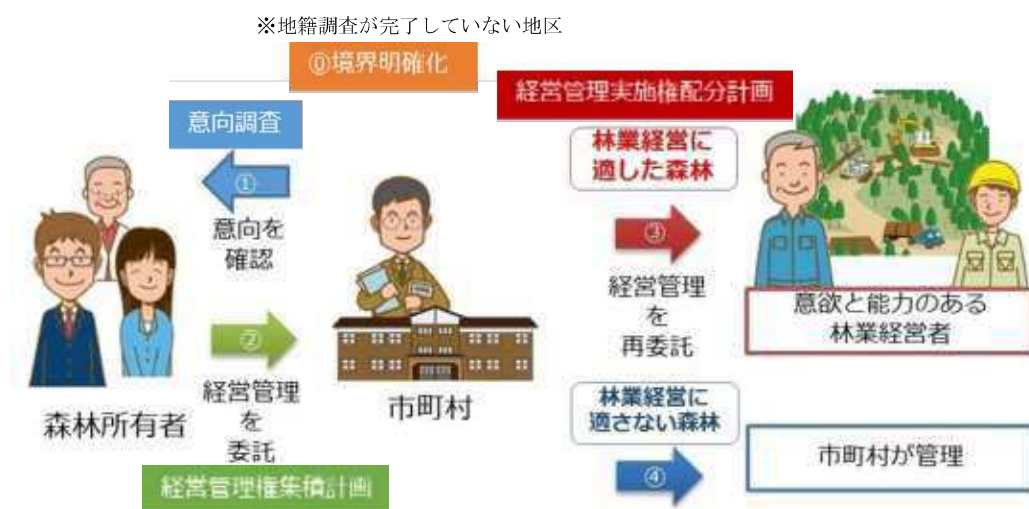
から暫定優先順位を決め進めてきたが、令和5年度末見込みで約167haであり、ペースアップを図り取り組む必要があります。（表-3 森林経営管理制度に基づく意向調査実施面積等状況）

○森林の境界確定（地籍調査）

- ・藤島地域、羽黒地域、櫛引地域、朝日地域の地籍調査は完了している一方で、鶴岡地域及び温海地域の山林全域の地籍調査が未実施です。また、土地所有者や地域の実情を知る方々の高齢化に加え、土地所有者の地元不在により境界・所在地の不明となり、森林経営の効率化の弊害となっています。（表-4 民有林面積状況）

民有林面積 約45,900haのうち、森林境界明確化対象面積 約26,100ha

※9 森林経営管理制度：平成31年4月に施行された「森林経営管理法」に基づき、適切に経営管理されていない森林を市町村が主体となって管理する制度



※10 ゴーニング：森林のさまざまな機能を十分に発揮するための森林区分の方法で、森林の区画ごとに重視する機能を割り振り、将来像と管理方針を示す

(3) 森林整備の効率化

○市管理林道・林業専用道・作業道の整備

- ・市管理林道・林業専用道は、令和4年度末時点で177路線 延長323,261m整備されていますが、うち83路線 延長107,178mは大型車通行不可の路線です。（表-5 林道・林業専用道整備状況）
- ・市管理作業道は、平成8年度末時点で19路線 延長11,184m整備されています。（表-6 作業道整備状況）
- ・県代行事業念珠関線は、令和5年度末見込みで計画延長10,782mのうち完成延長1,050m、進捗率9.7%の状況です。（表-7 県代行事業念珠関線進捗状況）

○木材搬出道路の整備

- ・市管理林道・林業専用道・作業道、そのほか市道・農道等の大型車による木材搬出を可能とするため、既存道路の拡幅整備を令和2年度から着手し令和5年度末で6路線1,810mを整備しており、林業事業体の施業計画に合わせ、さらなる整備が必要です。（表-8 木材搬出道路改良事業状況）

○高性能林業機械導入

- ・木材生産性向上に向けて令和 5 年度末見込みで高性能林業機械 21 台導入しており、さらなる森林整備の効率化、担い手不足解消のためには、機械化が 1 つの手法として重要です。

(表-9 高性能林業機械導入状況)

【施策の方向性】

(1) 森林整備の拡大

- ・木材生産量の成果指標が未達成の状況のなか、人工林の蓄積量が増大しており、主伐や間伐面積の増加を目指し、林業事業体の森林経営計画^{※11}による適切な森林整備を推進します。
- ・国県市が連携した林業事業体の森林整備活動を支援し、間伐や再造林など私有林の整備を促進します。
- ・皆伐後の次の森林サイクルを成立させるため、施業条件等から経営に適している森林の再造林区域の整理、方針の確立に取り組みます。
- ・市森林整備計画に基づく森林整備の効率的な経営を円滑に進めるため、森林施業区域の集約化を促進します。
- ・市有林の資源を活用した新たな環境付加価値の創出や隣接する私有林との施業の集約化により効率的な市有林整備計画を策定し、その計画に基づき市有林の整備を促進します。
- ・令和 4 年度に航空レーザ計測、5 年度に計測した成果の森林資源解析を行ったリモートセンシング調査により、森林の地形や蓄積量等の正確なデータの活用が可能となりました。そのため、令和 6 年度以降その成果の分析を行い、森林の蓄積量データの更新による経営に適した森林のゾーニングの再設定を行い、森林経営管理制度や各種計画に活用します。また、森林資源解析データを林業事業体に提供し、森林整備への有効活用を図ります。

※11 森林経営計画：平成 23 年の森林法改正により措置された森林経営計画制度に基づき、一体的なまとまりのある森林を対象に森林の施業や保護、路網整備等について定めた 5 年間の計画

(2) 森林経営管理制度

- ・手入れが行き届いていない森林を適切に経営管理する「森林経営管理制度」に基づき、森林整備や保全を遅滞なく進めるため、市が森林経営管理制度の着実な実施を行い、森林資源の適正管理を促進します。
- ・意向調査は、リモートセンシングデータからゾーニング再設定を行うとともに、森林経営計画による施業履歴を反映させ、意向調査対象森林の優先順位の見直しを行い、林業事業体との調整を図りながらペースアップを図ります。
- ・森林経営の効率化に寄与するため、リモートセンシングデータから森林境界明確化対象森林の優先順位を見直しするとともに、リモートセンシングデータ、公図等を活用し、鶴岡・温海地域の森林境界の明確化を推進します。

(3) 森林整備の効率化

- ・大型車による木材搬出の効率化・コスト削減は、木材生産の拡大する上で重要であり、新設及び既存道の拡幅改良に対し強い要望があります。そのため、林業事業体の森林経営計画や要望に合わせ、既存ストックを最大限活用した木材搬出道路の整備による林道等の整備や既存林道等の局部改良等の路網の整備を行い、木材搬出の効率化を推進します。
- ・県代行事業念珠関線開設事業は県の計画に進捗を合わせ、市担当の用地調査等を遅延することなく実施します。
- ・森林整備の生産性向上、森林施業の効率化のため、県と連携して高性能林業機械等の導入を推進します。

[数値目標]

・民有林における木材生産量【鶴岡市総合計画成果指標】

目標-2 (単位: m³/年間)

木材生産量 (民有林)	2022 実績 (令和 4 年)	2024 (令和 6 年)	2025 (令和 7 年)	2026 (令和 8 年)	2027 (令和 9 年)	2028 (令和 10 年)
	35,989	38,800	41,600	44,400	47,200	50,000

木材生産量年間目標 50,000 m³

※担い手への森林の集積や施業の集約化、林内路網の整備などの木材生産の効率化とあわせて、森林資源の地域内循環の促進による需要の拡大により、民有林における木材生産量の向上につながる

・森林経営管理制度

目標-3 (単位: ha)

意向調査 実施面積	2019-2023 実績	2024 (令和 6 年)	2025 (令和 7 年)	2026 (令和 8 年)	2027 (令和 9 年)	2028 (令和 10 年)
	167	257	347	437	527	617

意向調査年間目標 90ha

※年間 1 地区 90ha と設定しているが、今後はゾーニング再設定を行い、施業履歴を反映させ、意向調査対象森林の優先順位の見直しを行い、林業事業体との調整を図りながらペースアップを図る計画見直し予定
 実施方針(令和 2 年度鶴岡市林業振興協議会)に基づき優先順位の高い地区(暫定ゾーニング結果による)
 R5 まで: 藤島添川地区・朝日越中山・櫛引板井川、R6~R10: 羽黒川代・羽黒上野新田・朝日倉沢・朝日大網・羽黒手向
 経営管理権集積計画は、意向調査の結果に左右されるため目標設定しない

・森林境界明確化

目標-4 (単位: ha)

	2023 実績 (令和 5 年)	2024 (令和 6 年)	2025 (令和 7 年)	2026 (令和 8 年)	2027 (令和 9 年)	2028 (令和 10 年)
境界明確化 境界(案)作成	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000
境界明確化 確定面積	0	500	1,000	1,500	2,000	2,000

森林境界明確化年間目標 500ha

※R5 の境界(案)作成実績から年間 500ha と設定、森林所有者との確認作業は R6 から着手

実施方針(令和 2 年度鶴岡市林業振興協議会)に基づき優先順位の高い地区(暫定ゾーニング結果による)

R5 から着手：鶴岡三瀬・温海関川、R6～R10：鶴岡三瀬・矢引・東目、温海関川・菅野代・山五十川

・木材搬出道路整備

目標-5 (単位：m)

	2023 実績 (令和 5 年)	2024 (令和 6 年)	2025 (令和 7 年)	2026 (令和 8 年)	2027 (令和 9 年)	2028 (令和 10 年)
路網整備	1,810.5	2,400	3,000	3,600	4,200	4,800

木材搬出道路整備年間目標 600m

※林業事業体の森林経営計画や要望に合わせ、年間 600m と設定

木材搬出道路等拡幅改良は、輸送効率の向上を図るため、既存ストックを最大に活用し早期に効果出現を目指す

[具体的な取り組み]

項目・内容	実施年次				
	6	7	8	9	10
(1) 森林整備の拡大					
◎ 森林整備活動の支援 ・間伐や皆伐後の再造林・下刈り等の森林整備事業補助金へ嵩上げ補助 ・森林整備に向けた作業道開設等へ嵩上げ補助 ・森林経営計画作成等へ補助 ・再造林区域の整理、方針の確立 【国県と連携】 【4(2) 効率的・計画的な森林管理、4(4) 森林吸収源対策 関連】	○	○	○	○	○
○ 市有林の整備 ・鶴岡市市有林整備計画に基づく整備 ※令和 6 年度 次期市有林整備計画の策定(計画期間 R7～R16) ・資源量(材積・林齢)、施業条件(傾斜・林道からの距離)の評価 ・整備事業費算出、CO ₂ 吸収量・固定量の算出、認証費用算出 【4(2) 効率的・計画的な森林管理、4(4) 森林吸収源対策 関連】	○	○	○	○	○
◎ リモートセンシングデータを活用しゾーニング ・森林経営に適した森林のゾーニングの見直し ・森林経営管理制度へ活用 ・各種計画へ活用 ・林業事業体が計画する森林経営計画へ活用	○	○	○	○	○

(2) 森林経営管理制度						
◎ 意向調査 ・森林所有者に対し所有する森林を今後どのように経営管理をしていきたいか調査 R6～R10：羽黒川代・羽黒上野新田・朝日倉沢 ・朝日大網・羽黒手向 ・ゾーニング再設定及び施業履歴を反映し、意向調査対象森林の優先順位の見直しとともに林業事業体との調整によるペースアップを図る		○	○	○	○	○
○ 経営管理権集積計画 ・意向調査から経営管理を市に委ねたいと希望のあった森林の経営管理権を取得		○	○	○	○	○
○ 経営管理実施権配分計画 ・集積計画から経営に適した森林を市から林業事業体へ配分(経営権譲渡)		○	○	○	○	○
◎ 森林境界明確化 ・リモートセンシングデータ、公図等を活用し境界(案)を作成、土地所有者と境界を確認 R6～R10：鶴岡三瀬・矢引・東目、温海関川・菅野代 ・山五十川		○	○	○	○	○
(3) 森林整備の効率化						
◎ 木材搬出道路の整備 ・大型車による木材輸送効率化・コスト縮減を可能とするため、木材搬出道路の拡幅改良等の実施		○	○	○	○	○
◎ 県代行事業念珠関線開設事業 ・県事業の進捗に合わせて、支障木伐採や土地購入等の実施 【県と連携】		○	○	○	○	○
○ 高性能林業機械導入の推進 ・木材生産の安定と低コスト化、林業従事者の労働負担の低減等へ向けた高性能林業機械導入の推進 【国県と連携】		○	○	○	○	○

※具体的な取り組みについては、5ヶ年間で記載し、毎年内容の見直しを行う。

3 森林資源の利用拡大

[現状・課題]

(1) 鶴岡産木材の利用拡大

○木材流通

- ・ A 材価格（住宅の柱や梁に使用）は、令和 2 年まではほぼ横ばいで推移していましたが令和 2 年に発生したウッドショック^{※12}により価格が一時的に上昇し、現在は価格が下降しています。（グラフ-7 庄内木材流通センター A 材価格の推移）
 - ・ B 材価格（主に集成材として使用）は、A 材の価格に連動した推移となっていますが、C・D 材価格（チップなどに使用）においては、そこまで影響が出ていません。価格はやや上昇していますが、大きな変動はない状況です。（グラフ-8・9 市有林間伐 B・C 材買取価格平均の推移）
 - ・ 市内製材工場での素材消費量は、近年増加傾向にあります。内訳は、外材の利用は少なくほぼ国産材であり、うち 80%以上は県産材です。（グラフ-10 鶴岡市内の製材工場素材消費量の推移）
 - ・ 木材生産量は、A 材の生産量が増加しています。一方、B 材・C 材は減少しており、全体生産量も減少しています。（グラフ-11 鶴岡市木材生産量(民有林)の推移）
- なお、H30～R4 平均の内訳は、A 材は 29.1%、B 材は 28.2%、CD 材は 42.7%となっています。
- ・ 木材生産量と素材消費量を比較した結果、令和 2 年度までは生産量が上回る状況でしたが、令和 3 年度以降は素材消費量が木材生産量を上回っている状況です。（グラフ-12 鶴岡市における木材生産量と素材消費量の推移）

○木材利用

- ・ 適正価格での流通や積極的に鶴岡産木材を利用するため、公共施設整備での「木工分離発注方式^{※13}」を実施しています。（表-10 公共施設の木工分離発注方式実施状況）
- ・ 鶴岡産木材を活用した一般住宅普及に向けて、つるおか住宅活性化ネットワーク^{※14}では新築支援事業を実施するとともに市リフォーム支援事業を実施し活用に努めていますが、さらなる促進が必要です。（表-11 つるおか住宅活性化ネットワーク新築支援事業鶴岡産木材を活用した一般住宅新築件数及び鶴岡産木材量状況、表-12 鶴岡産木材を活用したリフォーム件数及び鶴岡産木材量状況）

※12 ウッドショック：米国での住宅ローン金利の低下による住宅需要の急増や、新型コロナウイルス禍における世界的なコンテナ不足による運送コストの増大等の影響により木材価格が高騰した

※13 木工分離発注方式：木造公共施設を整備する際に、木材調達と建設工事を分離して発注する方式

※14 つるおか住宅活性化ネットワーク：

鶴岡産木材をはじめとする、地域が有する人や物、森林、自然、環境などの資源を活用した地域住宅建設を活性化することにより、地域の住宅関連産業および森林林業の振興と良好な住環境形成を図る協議会

(2) 木質バイオマスの利用拡大

○木質バイオマス※15の活用

- ・木質バイオマス普及に先駆け、公共施設整備にて木質バイオマスを燃料とする設備等の導入を実施しています。（表-13 公共施設の木質バイオマス設備導入状況）
- ・民間施設における木質バイオマス設備の新規導入は、鶴岡市再生可能エネルギー設備普及促進事業費補助金にて支援していますが、導入状況は近年低迷しています。（R3:17 基、R4:14 基、R5:14 基）

一方、太陽光設備の近年の導入状況は R2 に低迷したものの、近年増加傾向（R3:13 基、R4:20 基、R5:22 基）にあることから、木質バイオマスについても増加傾向が図られるよう普及活動の取り組みが必要です。（表-14 民間施設・一般家庭の木質バイオマス設備導入状況）

※15 木質バイオマス：木材からなる再生可能な生物由来の有機資源

(3) 多様な森林資源の利用拡大

○多様な森林資源

- ・特用林産物の生産拡大、高品質化、省力化等のため、生産基盤や生産施設の整備等を支援しています。（表-15 山の幸振興対策事業状況）
- ・伐採竹の有効活用として、林道施設の路面排水処理に活用しています。（表-16 伐採竹を活用した横断水路設置状況）
- ・民有林の約半分を占める広葉樹は本市の豊富な森林資源であり、広葉樹木材は家具や建物の内装等に広く使用されていますが、製材加工が容易でなく、板材にした場合割れやすいなど針葉樹に比べて大変扱いにくい特性を持っています。一方で、多様性に富み様々な活用方法が期待されます。

民有林広葉樹 約 22,000ha （表-17 民有林森林資源面積）

【施策の方向性】

(1) 鶴岡産木材の利用拡大

- ・適正価格での流通や木材利用を促進するため、今後も公共施設整備においては木材資材の直接発注する「木工分離発注方式」を推進します。
- ・公共建築物のほか民間建築物への鶴岡産木材の普及啓発や積極的な利用を促進するため、「つるおか建築物における木材の利用の促進に関する基本方針※16」に基づき、木材利用の普及啓発を促進するとともに、「つるおか住宅活性化ネットワーク」の関係事業体と相互に連携し、木材産業の競争力強化と鶴岡産木材の販路拡大を促進します。

※16 つるおかの建築物における木材の利用の促進に関する基本方針：

市が整備する公共建築物及び市区域内の民間建築物における鶴岡産木材を主とする木材の利用の促進、木造化、内装等の木質化等に必要な基本的事項等について定めた方針

(2) 木質バイオマスの利用拡大

- ・木質バイオマスを燃料とする設備等の導入を推進し、再生可能エネルギーであるバイオマスエネルギーの利用を促進します。
- ・木質バイオマスエネルギー設備は、不安定な燃油高騰のなか燃料費の抑制に有効である一方で、化石燃料設備と比べ初期投資が高いことから、木質バイオマスエネルギー設備の新規導入に対して支援するとともに、国県と連携し木質バイオマスエネルギー利用施設整備^{※17}を推進します。

※17 木質バイオマスエネルギー利用施設整備：

林野庁では、林業・木材産業循環成長対策事業のうち木質バイオマス利用促進施設整備にの補助を実施
 その他省庁でも様々な補助メニューを実施

(3) 多様な森林資源の利用拡大

- ・特用林産物生産者の要望に基づき、県と連携して山の幸振興対策^{※18}を支援し、きのこ類などの特用林産物の生産振興を推進します。
- ・伐採竹を活用した林道施設の路面排水処理に有効活用するなど、竹材の利活用を促進します。
- ・豊富な森林資源である広葉樹の利活用を促進します。

※18 山の幸振興対策：特用林産物の生産振興を図るうえで、農業協同組合等の生産基盤の整備、生産施設の整備及び効率的かつ効果的な生産・出荷体制づくりや加工・販売体制の整備を支援

[数値目標]

・木質バイオマスエネルギー設備導入数

目標-6 (単位:基)

導入設備数	2013-2023	2024	2025	2026	2027	2028
	実績	(令和 6 年)	(令和 7 年)	(令和 8 年)	(令和 9 年)	(令和 10 年)
	240	260	280	300	320	340

設備導入数年間目標 20 基

※過年度(近年)導入実績から普及啓発活動による年間 20 基と設定

※対象はペレット、チップ又は薪を燃料とするストーブ及びボイラー

【具体的な取り組み】

項目・内容	実施年次				
	6	7	8	9	10
(1) 鶴岡産木材の利用拡大					
○ 公共施設整備での木工分離発注の推進 【建築課・施設担当課と連携】	○	未	未	未	未
○ 民間施設や一般住宅へ普及啓発及び木材利用の推進 ・ つるおかの建築物における木材の利用の促進に関する基本方針の周知 ・ つるおか住宅活性化ネットワークの参画 【建築課と連携】	○	○	○	○	○
(2) 木質バイオマスの利用拡大					
◎ 木質バイオマスエネルギーの情報発信 ・ 地域内エコシステム協議会での連携したPR ・ 化石燃料使用量の多い施設の事業者向けに、朝日庁舎改築事業をモデルとしてPR、勉強会 ・ 一般向けに大産業まつり等イベントでPR 【環境課と連携】	○	○	○	○	○
◎ 民間施設や一般家庭へ木質バイオマスエネルギー設備導入の支援 【環境課と連携】	○	○	○	○	○
○ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備の推進 ・ 大規模施設における木質バイオマスエネルギー利用施設整備の推進 【国県と連携】	—	○	○	○	○
(3) 多様な森林資源の利用拡大					
○ 特用林産物(きのこ類等)の生産基盤・生産施設の支援 【県と連携】	○	○	○	○	○
○ 伐採竹を林道施設の路面排水等に有効活用	○	○	○	○	○
○ 広葉樹の利活用 ・ 広葉樹木材の特性を利用した木材利活用 ・ 経営に適さない森林の複層林・広葉樹林の整備と利活用 ・ 関係機関と連携し、効果的な取り組み内容・事業化を検討し、後年度から着手	○	○	○	○	○

※具体的な取り組みについては、5ヶ年間を記載し、毎年内容の見直しを行う。

4 森林の保全

[現状・課題]

(1) 森林病虫害被害防止

○海岸林における松くい虫被害

- ・松くい虫被害木の材積の被害量は、平成 30 年度から令和 4 年度までの過去 5 年間平均は約 3,000 m³でしたが、令和 5 年度においては前年度比約 2.3 倍の約 7,100 m³と見込まれ、被害が急拡大しています。（グラフ-13 鶴岡市における松くい虫被害木の材積量の推移）
- ・これまでの被害木の伐倒処理された箇所について、防風林機能の低下が懸念されます。

(2) 効率的・計画的な森林管理

○適切な管理がされていない(経営に適さない森林)と考えられる森林

- ・経営に適さない森林の可能性が高いと考えられる森林は、約 8,600ha と想定されており、この膨大な森林の管理が課題となっています。
なお、経営に適さない森林と想定された森林約 8,600ha は、暫定ゾーニングによる結果のため、今後判断が必要な森林としており、リモートセンシングデータを活用したゾーニング再設定により判断します。（表-18 森林簿による暫定ゾーニング結果状況）
- ・森林に対する関心の低下や適切な管理が困難であることから、所有する(相続した)森林を手放したいと考える所有者が増加しています。

(3) 林道施設等の災害予防保全と維持管理

○林道施設災害

- ・平成 30 年度から令和 5 年度までに、局地的に発生する集中豪雨などを起因として、公共災害復旧事業による大規模な災害が 11 件発生、市単独災害復旧事業による比較的小規模な災害が 673 件と多発しており、林道災害を未然に防止する取り組みが必要です。（表-19 林道施設災害発生状況）

○林道施設災害予防事業

- ・林道を流れる雨水を適切に排水することが重要であるため、横断側溝や止水板などの排水施設を設置するとともに、土砂堆積による水路の閉塞が頻繁に発生することから順次土砂撤去等を実施し、排水機能の維持を図っています。平成 30 年度から令和 5 年度までの実施状況として、横断側溝や止水版を 55 路線・113 箇所へ設置し、側溝の土砂撤去等を 26 路線で実施しています。（表-20 林道施設災害予防事業状況）

○山地災害予防

- ・山地災害の予防を図るため、危険箇所を調査し県事業である治山事業へ 20 箇所要望活動をしています。（表-21 県治山事業への要望状況）

○林道橋維持管理

- ・本市は、藤島地域を除く全域で 94 橋の林道橋を有しており、高度経済成長期及びバブル景気の 1960 年代～1980 年代に全体の 54%（51 橋）の橋梁が建設され、建設後 50 年以上が経過し

た老朽化橋梁が数多く存在しており、今後補修や架け替えなどの多額の費用が必要となることが想定されます。

- ・令和2年度に実施した林道橋の点検・診断結果により、橋梁の状態や優先度等により講じる対策を計画した「鶴岡市林道施設長寿命化計画（計画期間：令和3年度～令和7年度）」（以下長寿命化計画）を策定しています。
- ・長寿命化計画に基づき、2巡目となる5年に1回の林道橋の点検・診断を実施しており、予防保全段階（診断区分Ⅱ）の橋梁は17橋、早期措置段階（診断区分Ⅲ）の橋梁は1橋、緊急措置段階（診断区分Ⅳ）の橋梁は1橋存在しています。
- ・緊急措置段階（診断区分Ⅳ）の橋梁は通行止め、早期措置段階（診断区分Ⅲ）の橋梁は令和5年度に改良工事を実施、予防保全段階（診断区分Ⅱ）の橋梁は専門業者による点検・診断を実施しています。（表-22 林道橋状況）

○里山林整備

- ・山林所有者の高齢化や不在化により、管理されず荒廃した森林が増加している中で、里山や観光道路周辺など、生活や観光と深く結びついた森林において「やまがた緑環境税」を活用した「里山林整備事業」を実施しています。
- ・名勝金峯山の指定地内に位置する林道金峰線沿いの山林について、大型観光バスなどの通行に支障となる枝払いや危険木の伐採等による整備を平成30年度から実施し、名勝の文化財価値を損なわないように景観を保護しつつ、山林の適正な管理を進め、令和6年度に完了する見込みです。（表-23 里山林事業整備状況）
- ・野生動物と人間の生活圏を区別する緩衝地帯としての役目を果たしていた里山が、管理不足による荒廃が進んでおり、住宅地へのクマ出没が相次ぐ一因となっており、整備が必要です。

○森林公園維持管理

- ・森林公園6箇所は、市民の憩いの場や森林環境教育のフィールドとして利活用しています。そのため、森林公園では、公園の運営、広場・トイレ等施設の維持管理に努めています。（表-24 森林公園維持管理状況）

(4) 森林吸収源対策

- 2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロとする「鶴岡市ゼロカーボンシティ宣言」を令和3年4月に表明しており、適切な森林整備・管理による森林吸収源対策が求められています。

【施策の方向性】

(1) 森林病虫害被害防止

- ・海岸林の松くい虫被害木は、次年度の被害拡大防止のため、マツノマダラカミキリの羽化脱出（6月上旬前）までに被害木の伐倒処理や薬剤防除による森林被害防止対策を行います。あわせて伐倒により防風林機能が失われた箇所については、抵抗性クロマツ等による松林更新を行い、防風林機能の維持に取り組みます。

(2) 効率的・計画的な森林管理

- 平成 31 年 4 月「森林経営管理法」が施行され、手入れが行き届いていない森林について、「森林経営管理制度」に基づき、着実に進めることが重要であり、そのうち市直轄管理になりうる経営に適さない森林についても、その森林の多面的な機能の保全を目的とした管理が重要であることから、効率的かつ適切な管理手法の確立へ取り組みます。また、森林を新たな形で管理・再生させる付加価値などの創出を目指し、山形大学農山村リジェネレーション共創研究センター^{※19}との共同研究に取り組みます。
- 相続した森林を手放したいと考える所有者の増加により、「相続土地国庫帰属制度^{※20}」が創設されたことから、この制度の周知に努めます。

※19 山形大学農山村リジェネレーション共創研究センター：

土地利用の再配置を基軸とした、森林資源の最大活用と野生動物管理の革新による農山村の再生を目指す研究機関

※20 相続土地国庫帰属制度：

令和 5 年 4 月施行「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」に基づき、相続等によって土地の所有権又は共有持分を取得した者等が法務大臣に対して、申請し承認を受けて、その土地の所有権を国庫に帰属させる制度

(3) 林道施設等の災害予防保全と維持管理

- 林道災害や山地災害を未然に防止するため、林道施設の予防保全を推進するとともに、災害発生時には復旧に迅速に対応します。あわせて、防災機能強化のため山地災害の防止に努めます。
- 令和 7 年度まで現長寿命化計画に則った定期点検により林道橋の状態を把握するとともに、点検結果や利用状態等を踏まえた次期長寿命化計画を策定し、老朽化が進む林道橋の適切な維持管理を図ります。
- 生活や観光と深く結びついた森林の景観整備や野生動物と人間の生活圏を区別するための緩衝地帯整備のため、里山林の整備を推進します。
- 森林公園のさらなる利活用を促進するため、適切な維持管理を実施します。

(4) 森林吸収源対策

- 民有林における「2 木材生産の拡大」「3 森林資源の利用拡大」分野の振興施策に取り組み、適切な森林整備・管理による二酸化炭素を吸収・固定する森林吸収源対策を推進します。

[数値目標]

・林道施設大規模災害抑制へ予防保全事業

目標-7 （単位：上段 箇所/年間、下段 路線/年間）

	2023 実績 (令和 5 年)	2024 (令和 6 年)	2025 (令和 7 年)	2026 (令和 8 年)	2027 (令和 9 年)	2028 (令和 10 年)
横断水路・ 止水板設置	6	15	15	15	15	15
水路土砂撤去	7	7	7	7	7	7

排水施設設置年間目標 15 箇所、水路土砂撤去年間目標 7 路線

※過年度実績件数、事業費のバランスから着実に実施する件数設定

・適切な整備・管理による環境付加価値を創出

目標-8 (単位:上段 t/年間、下段 ha/年間)

	2022 実績 (令和 4 年)	2024 (令和 6 年)	2025 (令和 7 年)	2026 (令和 8 年)	2027 (令和 9 年)	2028 (令和 10 年)
CO ₂ 吸収量 ^{※21}	720	900	1,100	1,300	1,500	1,700
間伐・再造林 面積 ^{※22}	145	180	220	260	300	340
CO ₂ 固定量 ^{※23}	12,500	13,400	14,400	15,400	16,300	17,300
木材生産量 A・B 材 ^{※24}	20,600	22,200	23,800	25,400	27,000	28,600

木材生産量年間目標 50,000 m³から CO₂吸収量年間目標約 1,700 t、CO₂固定量年間目標約 17,300 t

※21 CO₂吸収量：二酸化炭素吸収量(t-CO₂)=森林経営活動面積(ha)×5 t-CO₂/1ha・年

(5 t-CO₂/1ha・年：森林経営活動の創出実績から算出した平均値)

出典：J-クレジット制度事務局準拠

※22 間伐・再造林面積：木材生産量(民有林)50,000 m³(目標-2)を基準に主伐・間伐面積から設定

主伐(再造林)40ha(約 600 m³/ha)・間伐 300ha(約 85 m³/ha)

(1ha 当たりの生産量(m³)はこれまでの実績から算出)

※23 CO₂固定量：二酸化炭素固定量(t-CO₂)=木材の材積(m³)×木材の密度(t/m³)×炭素含有率×44/12

=A 材 B 材の材積(m³)×0.331(杉の密度)(t/m³)×50%×(44/12)

(C 材 D 材(木質バイオマス原材料)は燃やすと CO₂放出のため、A 材 B 材で算出)

出典：「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン

(令和 3 年 10 月 1 日林野庁長官通知)」準拠

※24 木材生産量 A・B 材：木材生産量(民有林)50,000 m³(目標-2)を基準に H30～R4 の A 材・B 材・CD 材の内訳の平均

から算出 (A 材：B 材：CD 材 = 29.1%：28.2%：42.7%)

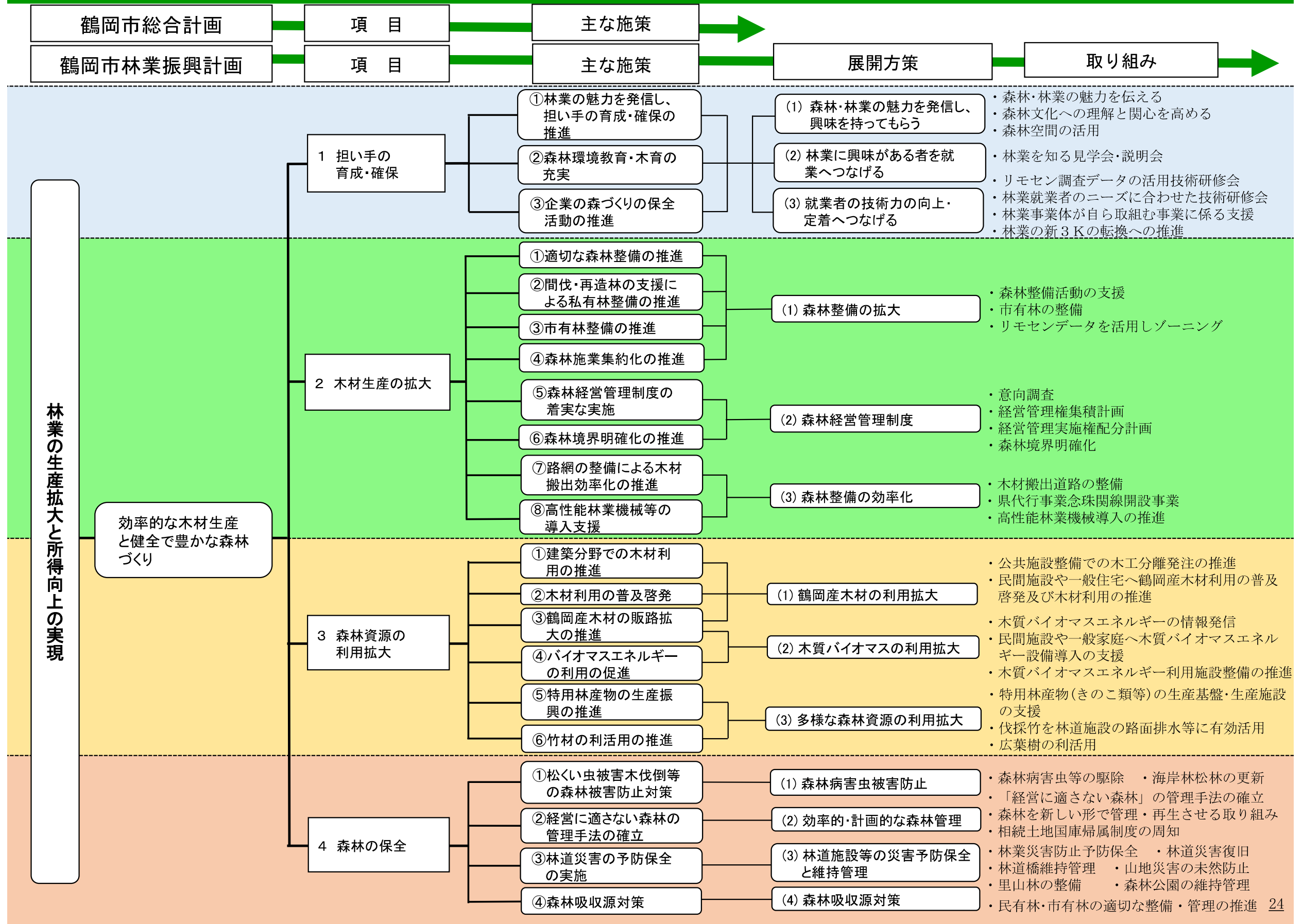
【具体的な取り組み】

項目・内容		実施年次				
		6	7	8	9	10
(1) 森林病虫害被害防止						
◎ 森林病虫害等の防除						
・松くい虫全量伐倒駆除及び薬剤散布による予防		○	○	○	○	○
○ 海岸林松林の更新						
・防風林機能が低下している箇所へ植栽		○	○	○	○	○

(2) 効率的・計画的な森林管理						
○ 「経営に適さない森林」の管理手法の確立 ・市有林をフィールドに立地環境等の条件別に多面的な機能の保全を目的とした共同研究 【山形大学と連携】 【2(1)森林整備の拡大、2(2)森林経営管理制度関連】	○	○	○	○	○	
○ 森林を新しい形で管理・再生させる取り組み ・山形大学農山村リジェネレーション共創研究センターとの共同研究 【山形大学と連携】	○	○	○	○	○	
○ 相続土地国庫帰属制度 ・相続した森林を手放したい相談者へ制度の周知	○	○	○	○	○	
(3) 林道施設等の災害予防保全と維持管理						
◎ 林道災害防止のための予防保全 「災害に強い林道づくり」 ・路面水を排除するため排水施設の設置 ・土砂堆積により機能低下している水路の土砂撤去 ・支障木の伐採や枝打ち等 ・路面等の洗堀防止へ敷砂利等による強靱化 等	○	○	○	○	○	
○ 林道災害発生後の復旧(迅速に対応)	○	○	○	○	○	
○ 山地災害の未然防止(県治山事業への要望)	○	○	○	○	○	
○ 林道橋維持管理 ・鶴岡市林道施設長寿命化計画に基づいた橋梁定期点検調査の実施 ※令和7年度点検結果を踏まえた次期長寿命化計画策定 (計画期間 R8～R12)	○	○	○	○	○	
○ 里山林の整備 ・里山や観光道路周辺などの森林の景観整備	○	未	未	未	未	
○ 森林公園の維持管理 ・公園の運営、広場・施設の維持管理	○	○	○	○	○	
(4) 森林吸収源対策						
◎ 民有林の適切な整備・管理の推進 ・林業事業者が取り組む森林整備への支援や森林経営管理制度の実施など、適切な整備・管理による環境付加価値を創出 【2(1)森林整備の拡大、2(2)森林経営管理制度関連】	○	○	○	○	○	
◎ 市有林の適切な整備・管理の推進 ・市有林の適切な整備・管理による環境付加価値を創出 (市有林資源を用いたカーボンオフセット認証) 【2(1)森林整備の拡大(市有林の整備) 関連】	○	○	○	○	○	

※具体的な取り組みについては、5ヶ年間を記載し、毎年内容の見直しを行う。

IV 参考資料 [1 第1次鶴岡市林業振興計画の全体像]



第 1 次鶴岡市林業振興計画

令和 6 年 4 月 1 日

鶴岡市林業振興協議会
(事務局 鶴岡市農林水産部農山漁村振興課)
〒997-8601 山形県鶴岡市馬場町 9 番 25 号
TEL : 0235-25-2111(代) FAX : 0235-25-8763